

厚生労働大臣の定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

管理者 松下 兼一

歯科医師 清水 健一郎

●「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当科では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、歯科会計窓口にてその旨お申し出下さい。

●九州厚生局長への届出事項に関する事項

▼歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準▼

歯科の特性に配慮した院内感染防止対策を行っています。なお、当院での院内感染防止対策に関する取り組みは別掲をご参照下さい。

▼歯科外来診療医療安全対策加算1▼

歯科の特性に配慮した総合的な歯科医療環境の整備を行っています。なお、当院での医療安全に関する取り組みは別掲をご参照下さい。

▼歯科外来診療感染対策加算1▼

歯科の特性に配慮した総合的な歯科医療環境の整備を行っています。なお、当院での感染に関する取り組みは別掲をご参照下さい。

▼歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）▼

勤務する歯科衛生士及びその他の医療関係職種の賃金の改善を行っています。

▼クラウン・ブリッジ維持管理料▼

装着した冠やブリッジについて維持管理を行っています。
異常があればそのままにせず、お早目にお知らせ下さい。

▼義歯を6ヶ月再製作できない取り扱い▼

有床義歯は印象採得後、6ヶ月間は新たに作ることはできません。
他院で作った場合も同様です。

▼歯科疾患管理料・歯科疾患在宅療養管理料 総合医療管理加算▼

別の保険医療機関の担当医から歯科治療を行うに当たり、診療情報の提供を受け、適切な管理体制を行います。

▼歯科治療時医療管理料▼▼在宅患者歯科治療時医療管理料▼

高血圧性疾患、虚血性心疾患、不整脈、心不全、脳血管障害、喘息、慢性気管支炎、糖尿病、甲状腺機能低下症、てんかん若しくは慢性腎臓病の患者、人工呼吸器を装着している患者又は在宅酸素療法を行っている患者に対して、歯科治療時における全身状態の変化等を把握するため、血圧・脈拍・経皮的酸素飽和度を経時的に監視し、必要な医療管理を行います。

▼歯科口腔リハビリテーション料2▼

製作した顎関節治療用装置を装着している患者様に対して、療養上の指導または訓練を行い、口腔機能の回復または維持・向上を図ります。

▼CAD/CAM冠▼

歯科用CAD/CAM装置（コンピュータ支援設計・製造ユニット）を設置している歯科技工所と連携を図り、先端デジタル技術を用いて製作されたハイブリッドレジン製の冠を使用した場合、小臼歯に限り、保険で治療できます。

●保険外負担に関する事項

保険外負担に関する事項については、別掲の「歯科予防物品価格表」をご参照下さい。